

#### 4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

##### 1) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

調査区域には、「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号) 第 5 条の 2 第 1 項により定められた指定地域はありません。

##### 2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月 3 日 法律第 70 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号) 第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域はありません。

##### 3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和 55 年 5 月 1 日法律第 34 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 42 号) 第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

##### 4) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

調査区域には、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号) 第 5 条第 2 項の規定により指定された国定公園として八ヶ岳中信高原国定公園があります。また、調査区域には、自然公園法第 72 条の規定に基づき、「長野県立自然公園条例」(昭和 35 年 7 月 18 日長野県条例第 22 号、最終改正：平成 20 年 10 月 14 日長野県条例第 34 号) で指定された県立自然公園として塩嶺王城県立公園があります。なお、調査区域には、自然公園法第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園はありません。

調査区域における自然公園の指定状況は表 4.2.7.1 に、位置は図 4.2.7.1 に示すとおりです。

表 4.2.7.1 自然公園の指定状況

区分	名称	面積(ha)	指定年月日
国定公園	八ヶ岳中信高原国定公園	39,857 (35,769)	昭和 39 年 6 月 1 日
県立自然公園	塩嶺王城県立公園	1,340	昭和 39 年 6 月 25 日

注：( )内は長野県内の面積を示す。

出典：「自然公園等指定状況一覧」(平成 28 年 3 月 長野県自然保護課)

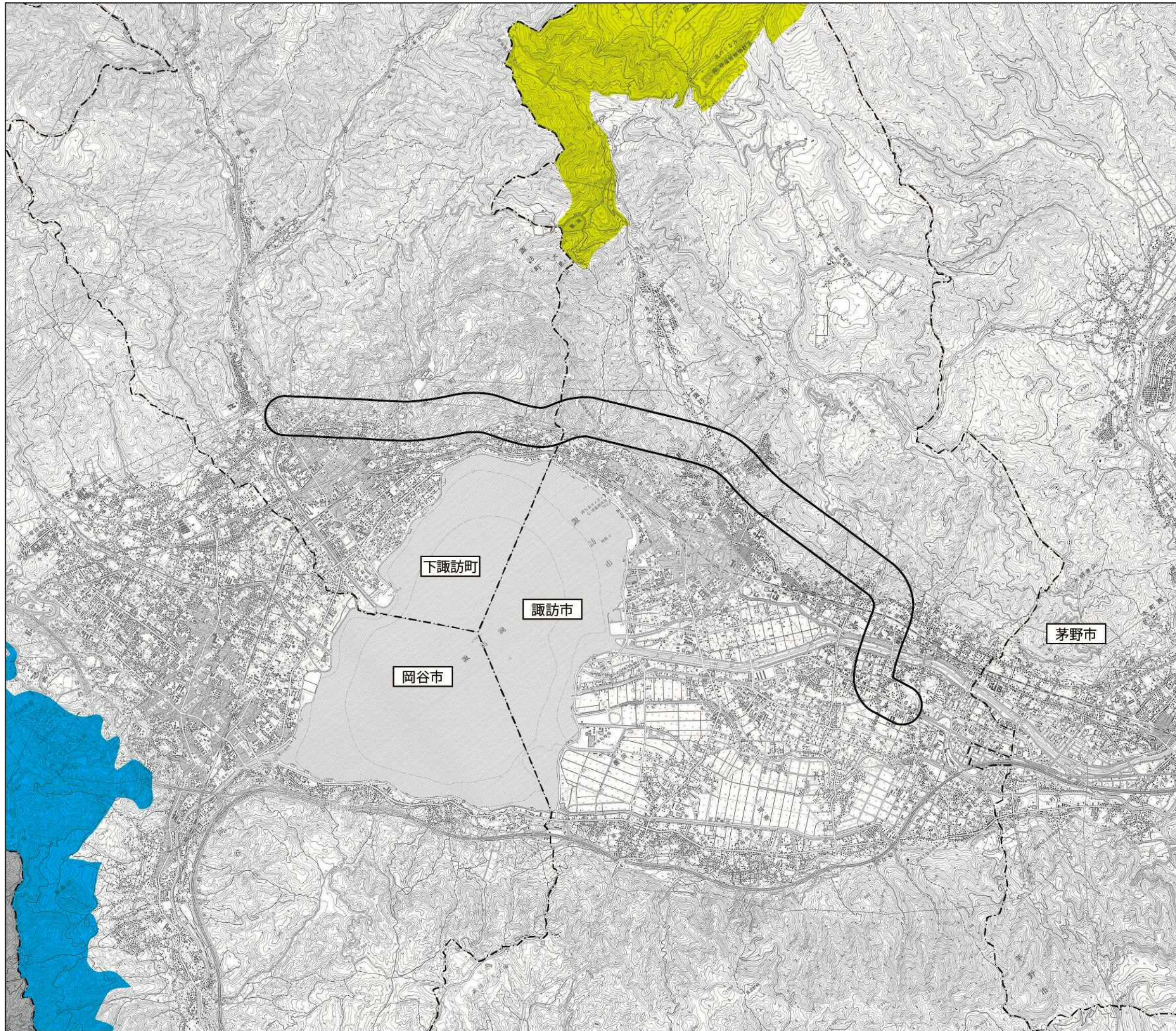
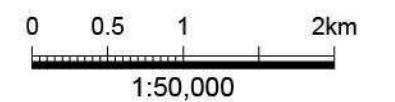


図 4.2.7.1 自然公園等位置図

記号	名称
	塩嶺王城県立公園
	八ヶ岳中信高原国定公園

出典：「自然公園指定状況一覧」  
 (平成28年3月 長野県自然保護課)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



- 5) **自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域**

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域はありません。また、「長野県自然環境保全条例」（昭和 46 年 7 月 13 日長野県条例第 35 号、最終改正：平成 24 年 3 月 22 日長野県条例第 22 号）第 45 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域はありません。

- 6) **世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域**

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）第 11 条の 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

- 7) **首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

調査区域には、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 101 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域はありません。

- 8) **近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

調査区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年 7 月 31 日法律第 103 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域はありません。

- 9) **都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二條第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域**

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 5 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域、特別緑地保全地区の区域はありません。

- 10) **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六條第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域**

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域はありません。

11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

調査区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区が2箇所あります。


鳥獣保護区の指定状況は表 4.2.7.2 に、位置は図 4.2.7.2 に示すとおりです。

表 4.2.7.2 鳥獣保護区の指定状況

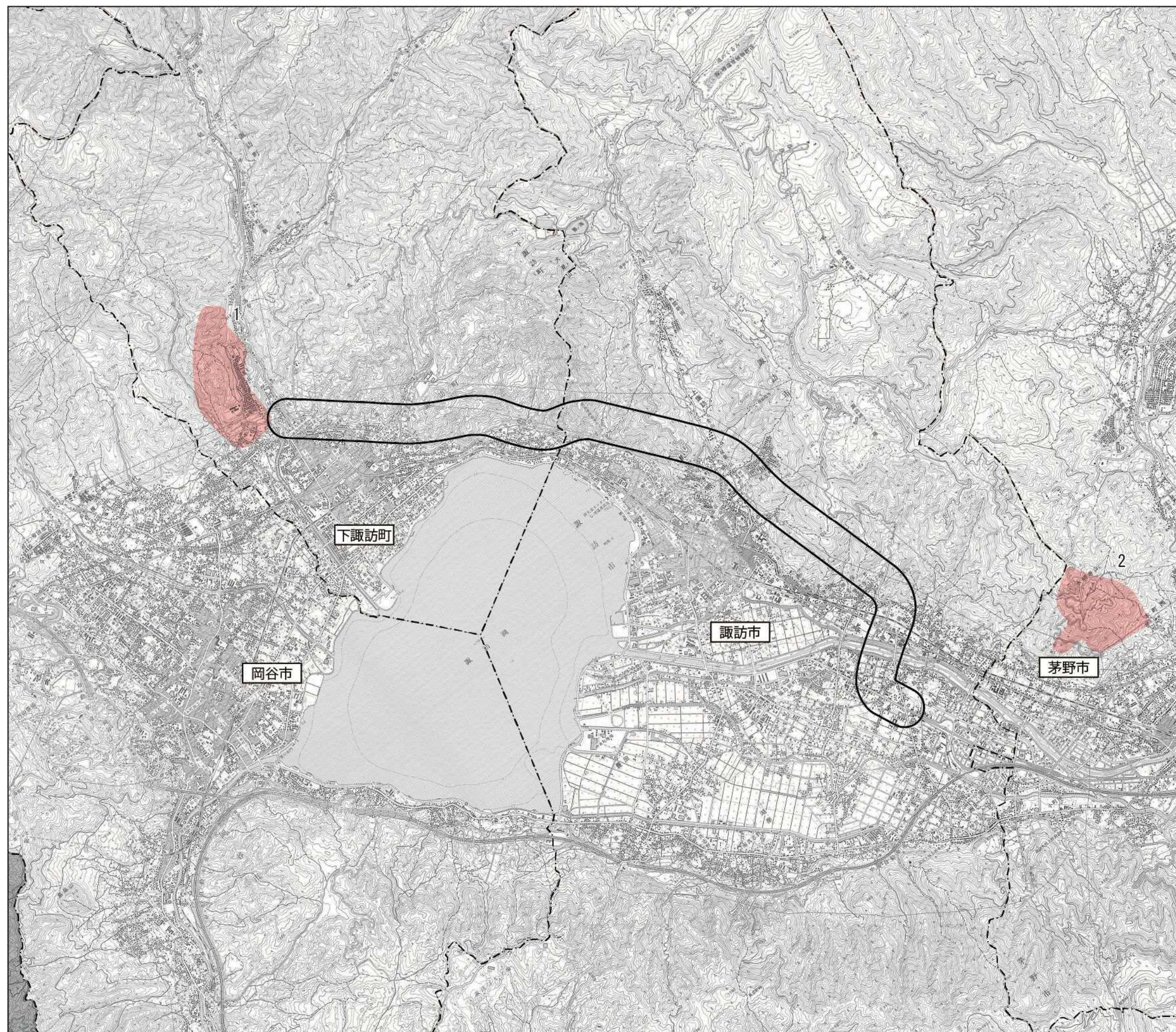
番号	名称	所在地	面積 (ha)	期限
1	鋳物師沢	下諏訪町	105	平成30年10月31日
2	永明寺山	茅野市	71	平成30年10月31日

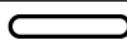


出典：「平成27年度長野県鳥獣保護区等位置図」  
(平成28年1月 長野県林務部森林づくり推進課)

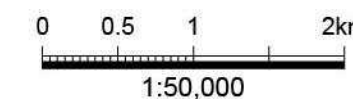
図 4.2.7.2 鳥獣保護区等位置図

記号	名称
	鳥獣保護区

出典：「平成 27 年度長野県鳥獣保護区等位置図」  
 (平成 28 年 1 月 長野県林務部森林づくり推進課)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



12) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日条約第 1 号）第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域はありません。

13) 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）又は同法第百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 109 条第 1 項及び「文化財保護条例」（昭和 50 年 12 月 25 日長野県条例第 44 号、最終改正：平成 17 年 3 月 28 日長野県条例第 38 号）、「岡谷市文化財保護条例」（平成 10 年 3 月 31 日岡谷市条例第 6 号、最終改正：平成 17 年 3 月 29 日岡谷市条例第 10 号）、「諏訪市文化財保護条例」（昭和 41 年 4 月 1 日諏訪市条例第 1 号、最終改正：平成 17 年 3 月 18 日諏訪市条例第 5 号）、「茅野市文化財保護条例」（昭和 40 年 4 月 1 日茅野市条例第 11 号）、「下諏訪町文化財保護条例」（昭和 43 年 9 月 21 日下諏訪町条例第 21 号、最終改正：平成 25 年 3 月 22 日下諏訪町条例第 1 号）により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）があります。名勝の指定状況等は、「4.1 自然的状況 4.1.6 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況 3) 文化財の状況」に示すとおりです。

なお、調査区域には、同規定に基づき指定された天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）及び同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観はありません。

14) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

調査区域には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年 1 月 13 日法律第 1 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域はありません。

15) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域及び同法第十一条第一項第二号の規定により定められた都市計画公園・緑地の区域

(1) 風致地区

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 28 年 6 月 7 日法律第 72 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により定められた風致地区の区域はありません。

(2) 都市計画公園・緑地

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 28 年 6 月 7 日法律第 72 号）第 11 条第 1 項第 2 号の規定により定められた都市計画公園・緑地があります。調査区域には、計 52 箇所の都市計画公園が指定されており、岡谷市に 3 箇所、諏訪市に 21 箇所、茅野市に 18 箇所、下諏訪町に 10 箇所が存在します。また、都市計画緑地として、諏訪市に柳並公園があります。

都市計画公園・緑地の指定状況は表 4.2.7.3 及び表 4.2.7.4 に、位置は図 4.2.7.3 に示すとおりです。

表 4.2.7.3 (1) 都市計画公園の指定状況

市町名	番号	名称	種別	備考
岡谷市	1	湊湖畔公園	街区	2・2・1
	2	岡谷湖畔公園	総合	5・5・2
	3	鳥居平やまびこ公園	総合	5・5・1
諏訪市	4	蓼の海公園	総合	5・6・1
	5	角間新田公園	街区	2・2・12
	6	立石公園	近隣	3・3・3
	7	尾玉公園	街区	2・2・1
	8	諏訪市湖畔公園	総合	5・5・2
	9	高島公園	近隣	3・3・5
	10	上川公園	街区	2・2・10
	11	諏訪中央公園	地区	4・4・2
	12	六反公園	街区	2・2・9
	13	西山公園	近隣	3・3・4
	14	二反田公園	街区	2・2・6
	15	栗ノ城公園	街区	2・2・14
	16	押堀公園	街区	2・2・7
	17	新井下公園	街区	2・2・8
	18	豆田公園	街区	2・2・13
	19	中沖公園	街区	2・2・11
	20	米田公園	街区	2・2・3
	21	ヒヤ池公園	街区	2・2・2
	22	高田公園	街区	2・2・5
	23	中島公園	街区	2・2・4
	24	沖田公園	近隣	3・3・6

表 4.2.7.3(2) 都市計画公園の指定状況

市町名	番号	名称	種別	備考
茅野市	25	中沖公園	街区	2・2・12
	26	前宮公園	近隣	3・3・1
	27	ばんばの池公園	街区	2・2・17
	28	浦田公園	街区	2・2・16
	29	新井公園	街区	2・2・15
	30	赤田公園	街区	2・2・8
	31	丁田公園	街区	2・2・7
	32	大学河原公園	街区	2・2・11
	33	下河原公園	街区	2・2・10
	34	中道通公園	街区	2・2・9
	35	横内南公園	街区	2・2・13
	36	横内中央公園	近隣	3・3・5
	37	横内北公園	街区	2・2・14
	38	やすらぎ公園	街区	2・2・6
	39	上原公園	街区	2・2・1
	40	葛井公園	街区	2・2・5
	41	下町公園	街区	2・2・4
	42	永明寺山公園	総合	5・6・1
下諏訪町	43	赤砂崎公園	総合	5・4・3
	44	下諏訪公園	総合	5・4・1
	45	赤砂公園	街区	2・2・4
	46	一ツ浜第2公園	街区	2・2・5
	47	四王公園	街区	2・2・3
	48	泉園	街区	2・2・1
	49	みずべ公園	街区	2・2・2
	50	向陽台公園	街区	2・2・6
	51	高浜公園	近隣	3・3・1
	52	いずみ湖公園	総合	5・5・2

出典：「岡谷都市計画図」（平成24年1月 岡谷市）  
「諏訪都市計画図」（平成24年2月 諏訪市）  
「茅野都市計画図」（平成22年8月 茅野市）  
「下諏訪都市計画図」（平成27年7月 下諏訪町）

表 4.2.7.4 都市計画緑地の指定状況

市町名	番号	名称	種別	備考
諏訪市	1	柳並公園	緑地	1

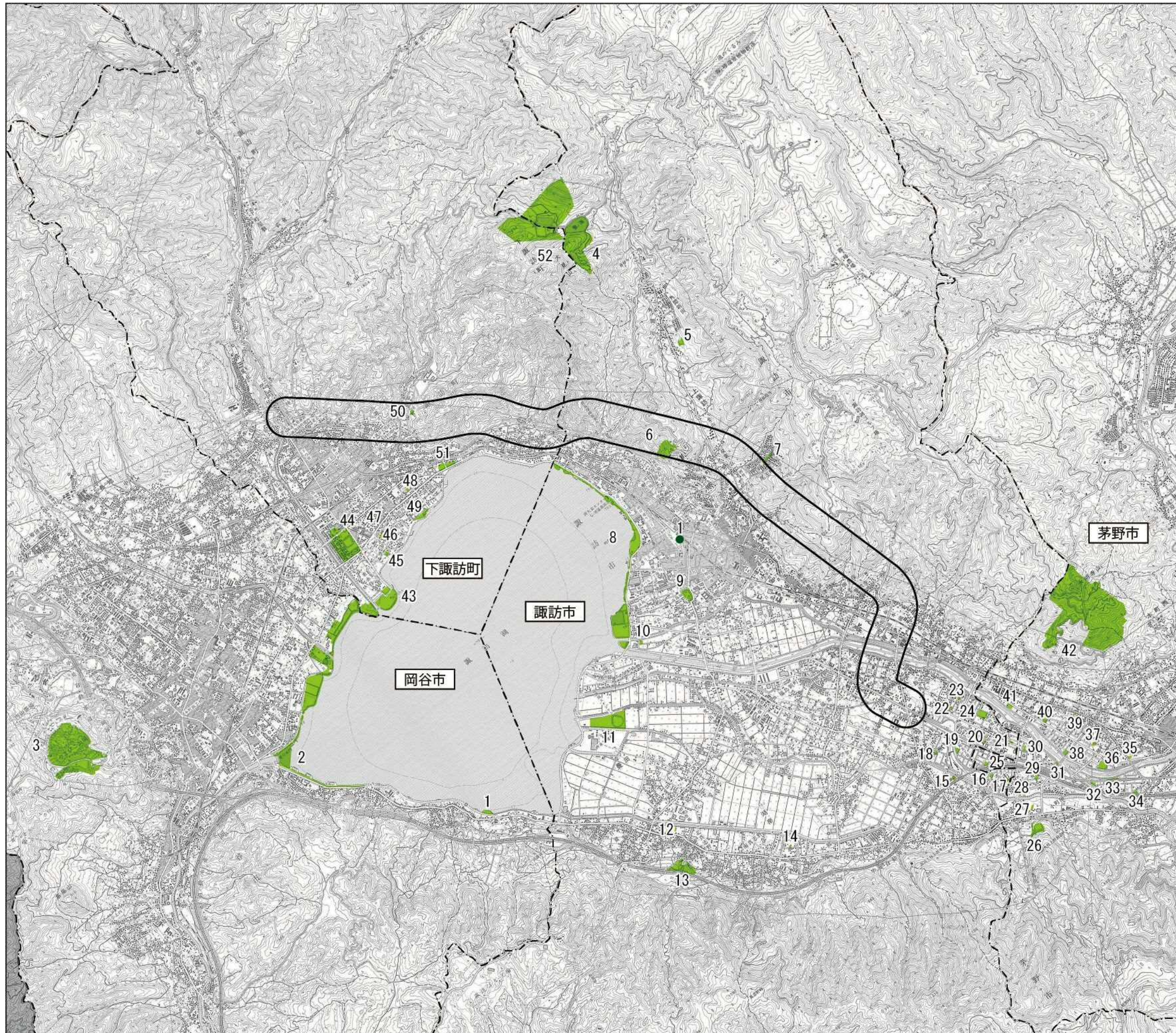
出典：「諏訪都市計画図」（平成24年2月 諏訪市）



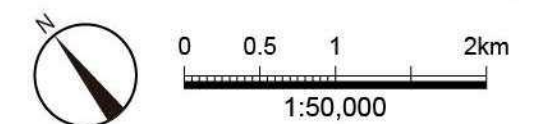
図 4.2.7.3 都市計画公園・緑地位置図

記号	名称
●	都市計画緑地
■	都市計画公園

出典：「岡谷都市計画図」（平成 24 年 1 月 岡谷市）  
 「諏訪都市計画図」（平成 24 年 2 月 諏訪市）  
 「茅野都市計画図」（平成 22 年 8 月 茅野市）  
 「下諏訪都市計画図」（平成 27 年 7 月 下諏訪町）



記号	名称
○	都市計画対象道路事業実施区域
- - -	行政界
■	調査対象外



16) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準及び類型の指定状況

(1) 大気汚染に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められています。

大気汚染に係る環境基準は表4.2.7.5及び表4.2.7.6に示すとおりであり、通常、人が生活している地域または場所に対して一律に適用されます。また、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域または場所については、適用されません。

表 4.2.7.5 大気の汚染に係る環境基準及び二酸化窒素等に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。

注2：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注3：二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注4：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注5：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」

(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和53年7月11日環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示74号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

表 4.2.7.6 有害大気汚染物質(ベンゼン等)による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。

注2：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年2月4日環境庁告示第4号、最終改正：平成13年4月20日環境庁告示30号)

(2) 水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準が定められています。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は表 4.2.7.7 に示すとおりであり、すべての公共用水域に適用されています。また、生活環境の保全に関する基準は公共用水域ごと（河川、湖沼、海域）に、水域の類型別に定められています。そのうち、河川に係る環境基準は表 4.2.7.8 に、湖沼に係る環境基準は表 4.2.7.10 に示すとおりです。

調査区域における水域の類型指定の状況は表 4.2.7.9 及び表 4.2.7.11 に、位置は図 4.2.7.4 に示すとおりです。

表 4.2.7.7 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	達成期間	該当水域
カドミウム	0.003mg/L 以下	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。	全公共用水域
全シアン	検出されないこと。		
鉛	0.01mg/L 以下		
六価クロム	0.05mg/L 以下		
砒素	0.01mg/L 以下		
総水銀	0.0005mg/L 以下		
アルキル水銀	検出されないこと。		
PCB	検出されないこと。		
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		
チウラム	0.006mg/L 以下		
シマジン	0.003mg/L 以下		
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		
ベンゼン	0.01mg/L 以下		
セレン	0.01mg/L 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下		
ふっ素	0.8mg/L 以下		
ほう素	1mg/L 以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		

注 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオン濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号)

表 4.2.7.8 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 A以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 B以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 C以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 D以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 Eの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

注1：基準値は、日間平均値とする。

注2：農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注4：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注5：水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注6：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注7：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成28年3月30日環境省告示第37号）

表 4.2.7.9 水域の類型指定の状況（河川）

水域	該当類型	達成期間
天竜川（釜口水門から岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで）	B	ロ
宮川（半之木川分派点より上流の宮川及び半之木川）	A	ハ
上川（全域）	A	イ
砥川（全域）	A	イ
横河川（全域）	A	イ

注：達成期間

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を越える期間で可及的すみやかに達成

出典：「平成27年度の水質、大気及び化学物質測定結果」（平成28年6月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.2.7.10(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。	2mg/L 以上	—

注1：基準値は、日間平均値とする。

注2：農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注4：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注5：水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注6：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注7：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成28年3月30日環境省告示第37号）

表 4.2.7.10(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の 欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

注1: 基準値は年間平均値とする。

注2: 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

注3: 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注4: 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

注5: 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

注6: 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用

注7: 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正: 平成28年3月30日環境省告示第37号)

表 4.2.7.11 水域の類型指定の状況（湖沼）

水域	該当類型	達成期間
諏訪湖(全域)	A(IV)	ハ

注: 達成期間

イ: 直ちに達成

ロ: 5年以内で可及的速やかに達成

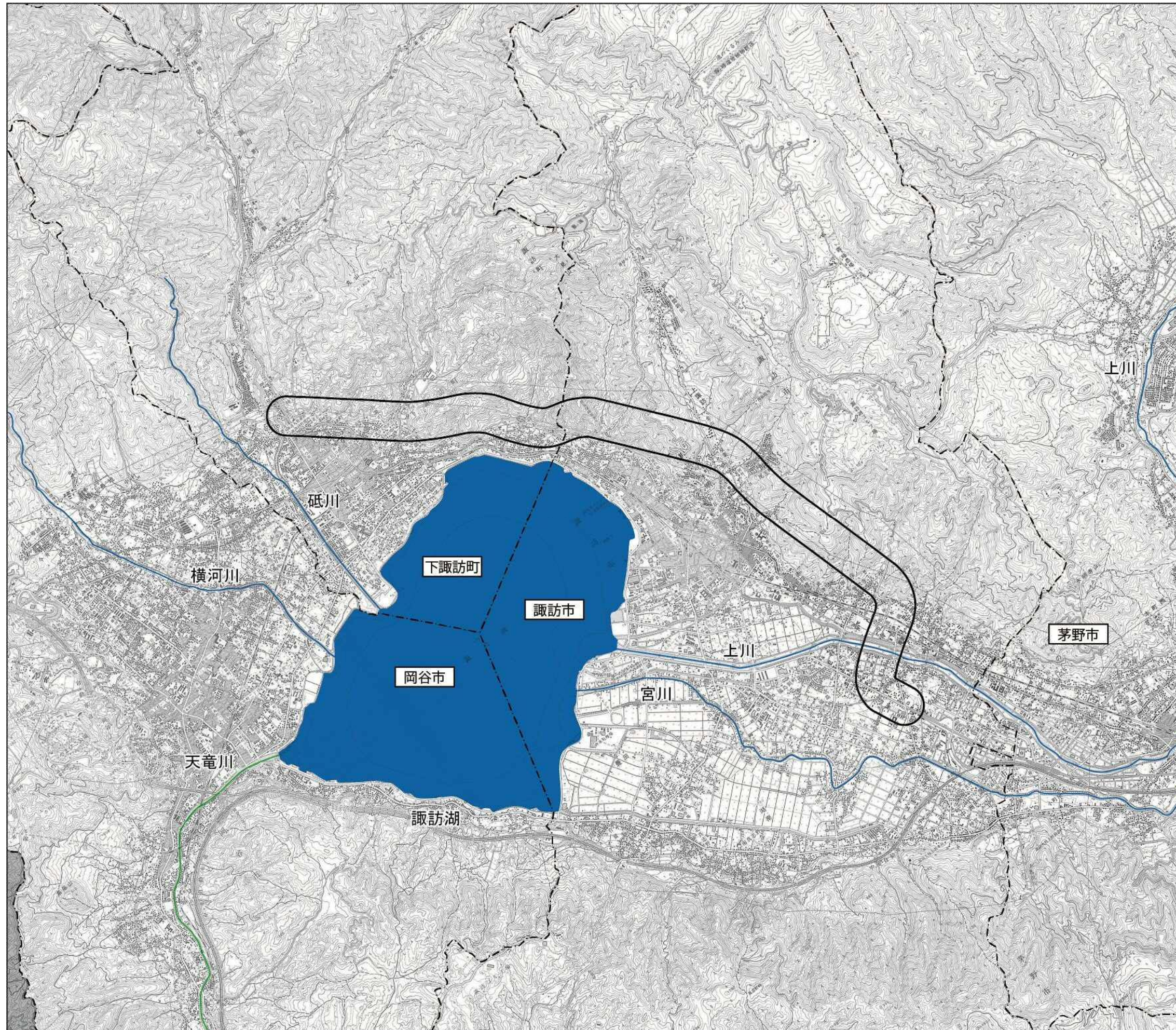
ハ: 5年を越える期間で可及的すみやかに達成


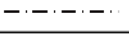

出典: 「平成27年度の水質、大気及び化学物質測定結果」(平成28年6月 長野県環境部水大気環境課)

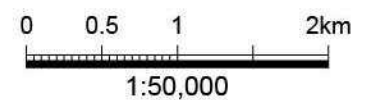
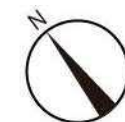
図 4.2.7.4  
水質汚濁に係る河川・湖沼の類型指定状況

記号	名称
	A(IV) 類型 (湖沼)
	A 類型 (河川)
	B 類型 (河川)

出典：「平成 27 年度 水質、大気及び化学物質測定結果」  
(平成 28 年 6 月 長野県環境部水大気環境課)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



### (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4.2.7.12 に示すとおりであり、すべての地下水に対して一律に適用されます。

表 4.2.7.12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注 4：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 26 年 11 月 17 日環境省告示 127 号)



#### (4) 土壌汚染に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、土壌汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準が定められています。

土壌汚染に係る環境基準は表 4.2.7.13 に示すとおりであり、汚染がもつばら自然的要因によることが明らかであると認められる場所、原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌を除き、すべての土壌に対して一律に適用されます。

表 4.2.7.13 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

注 1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。

注 3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4：有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」

(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 26 年 3 月 20 日環境省告示 44 号)

(5) 騒音に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準が定められています。

騒音に係る環境基準は、表 4.2.7.14～表 4.2.7.16 に示すとおりです。

調査区域における地域のタイプの指定状況は表 4.2.7.17 に、位置は図 4.2.7.5 に示すとおりです。

表 4.2.7.14 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3：Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4：Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5：Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示54号)

表 4.2.7.15 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分という。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示54号）

表 4.2.7.16 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注3：幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。また、近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示54号）

表 4.2.7.17 騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定状況

地域類型	指定地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、岡谷市（大字岡谷字蛭殿の一部、字半ノ木の一部、字神長の一部、字神長の一部、字新提、字斧磨沢の一部、字中山の一部、字ヨキトギの一部、字芦ノ沢の一部、字内山の一部）、茅野市（宮川の一部、玉川の一部、金沢の一部、湖東の一部、中大塩の一部）
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、岡谷市（大字岡谷字西林の一部、大字湊字宮ノ上の一部、大字川岸字大久保の一部、字山之神、字孕久保の一部、字大屋、字余所日向の一部、字本沢、字菅原の一部）、茅野市（第一種住居地域（玉川の一部を除く）、湖東の一部、中大塩の一部）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、岡谷市（大字岡谷字権現の一部、字柳海途の一部、字長原の一部、字上高沢の一部）、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く））

注：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

出典：「騒音に係る環境基準の類型指定状況」

（平成 11 年 3 月 25 日長野県告示第 182 号、最終改正：平成 24 年 3 月 12 日長野県告示第 205 号）

「騒音に係る環境基準の類型及び地域」（平成 24 年 3 月 19 日岡谷市告示第 17 号）

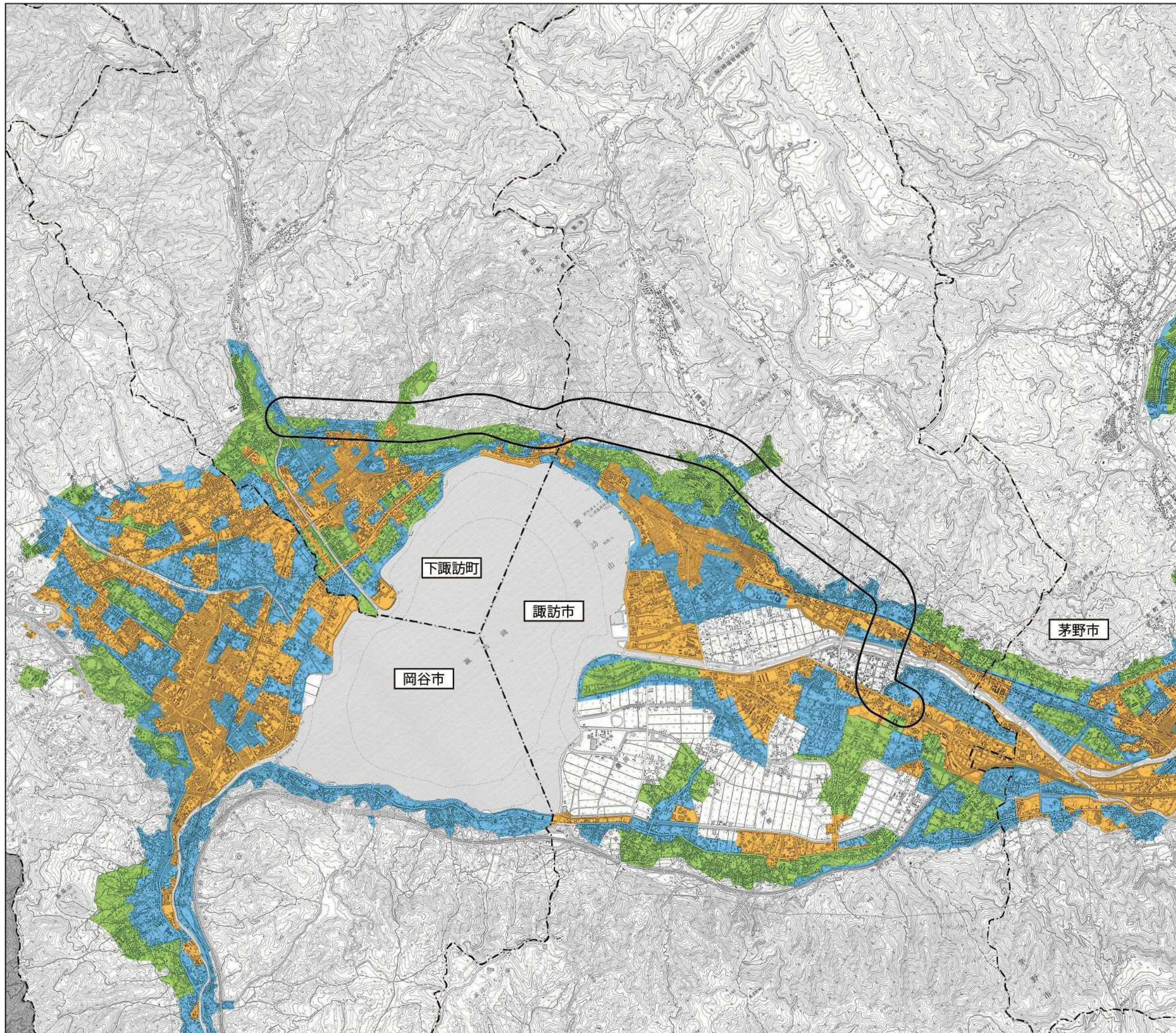
「騒音に係る環境基準の類型及び地域」（平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 47 号）

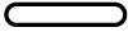


「騒音に係る環境基準の類型及び地域」（平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 115 号）

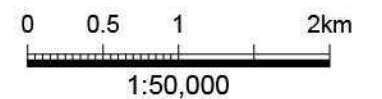
図 4.2.7.5  
騒音に係る環境基準の類型指定位置図

記号	名称
	A類型
	B類型
	C類型

出典：「騒音に係る環境基準の類型指定状況」  
 (平成 11 年 3 月 25 日長野県告示第 182 号、  
 最終改正：平成 24 年 3 月 12 日長野県告示第 205 号)  
 「騒音に係る環境基準の類型及び地域」  
 (平成 24 年 3 月 19 日岡谷市告示第 17 号)  
 「騒音に係る環境基準の類型及び地域」  
 (平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 47 号)  
 「騒音に係る環境基準の類型及び地域」  
 (平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 115 号)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



17) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況（策定の時期、計画の時期、計画の目標値等）

長野県では、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号）第17条の規定に基づき、公害防止計画を策定し公害の防止に関する施策を実施してきており、その結果、策定対象となる市町数は減少しています。なお、調査区域では、「環境基本法」第17条の規定に基づく公害防止計画は策定されていません。

18) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号）第3条第1項及び「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）で定める自動車騒音の限度（以下、「要請限度」といいます。）を適用する地域があります。

自動車騒音の限度及び時間の区分の状況は、表4.2.7.18及び表4.2.7.19に示すとおりです。調査区域における騒音規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表4.2.7.20に、位置は図4.2.7.6に示すとおりです。

表 4.2.7.18 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	要請限度	
	昼 間	夜 間
a 区域及びb 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考：a 区域…専ら住居の用に供される区域 b 区域…主として住居の用に供される区域 c 区域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域		

注：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）

表 4.2.7.19 幹線交通を担う道路に近接する区域の要請限度（特例値）

要請限度	
昼 間	夜 間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。また、近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）

表 4.2.7.20 騒音規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

区域	指定地域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、岡谷市（字内山の一部）
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

注：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」

（昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号、最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 263 号）

「騒音規制法に基づく区域の区分」（平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 18 号）

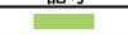


「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

（平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 45 号、最終改正：平成 27 年 7 月 31 日諏訪市告示第 100 号）

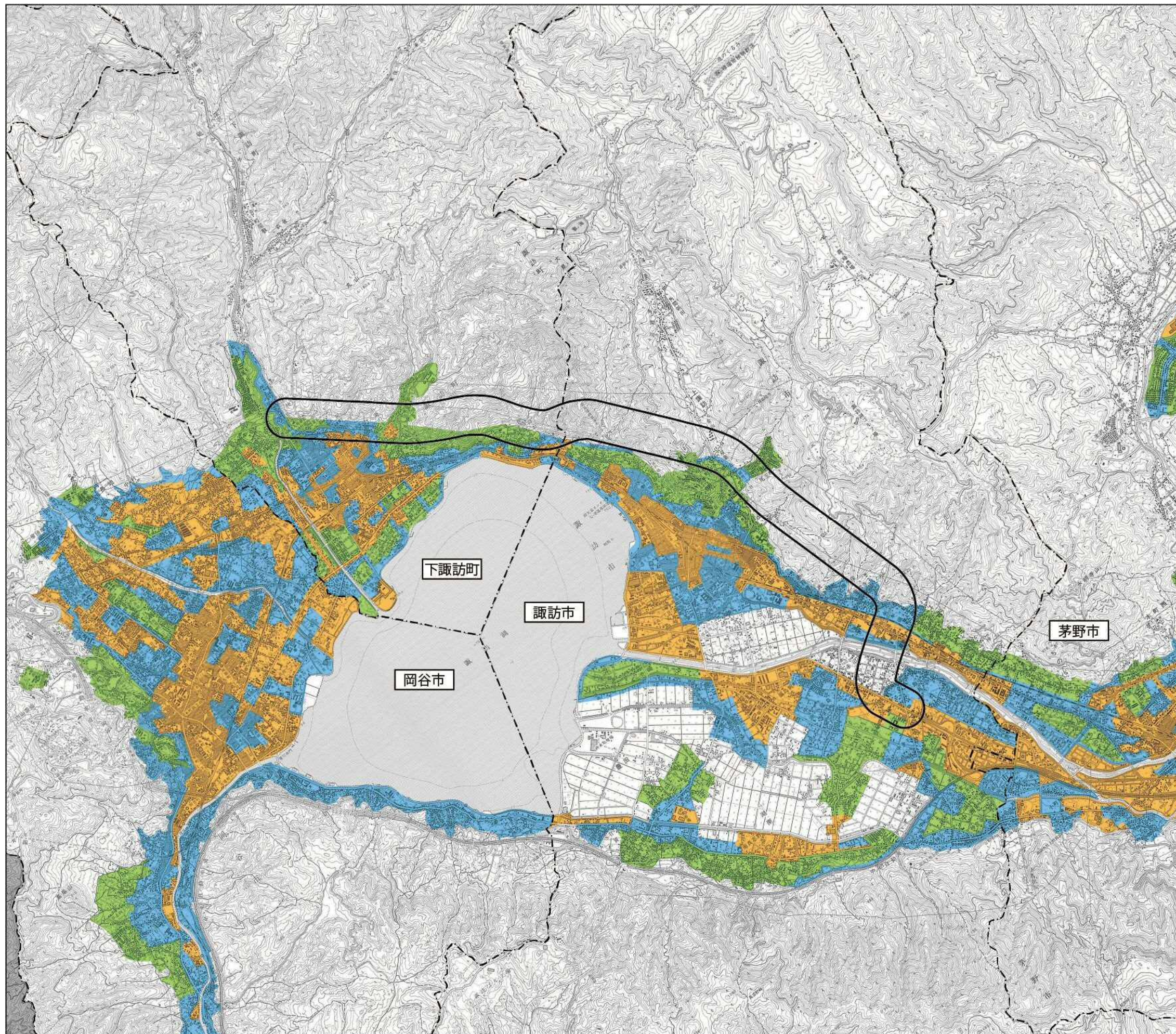
「騒音規制法に基づく区域の区分」

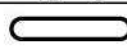

（平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 116 号、最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 124 号）

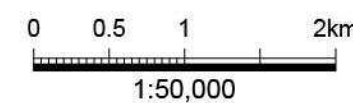
図 4.2.7.6  
自動車騒音の限度に係る区域図

記号	名称
	a 区域
	b 区域
	c 区域

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」  
 (昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号、  
 最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 263 号)  
 「騒音規制法に基づく区域の区分」  
 (平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 18 号)  
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 45 号、  
 最終改正：平成 27 年 7 月 31 日諏訪市告示第 100 号)  
 「騒音規制法に基づく区域の区分」  
 (平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 116 号、  
 最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 124 号)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



19) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」第3条第1項及び第15条第1項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成12年3月28日環境庁告示第16号）が適用される地域があります。

特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準及び時間の区分の状況は、表4.2.7.21に示すとおりです。調査区域における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表4.2.7.22に、位置は図4.2.7.7に示すとおりです。

表 4.2.7.21 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び時間の区分の状況

区域の区分	敷地の境界における騒音の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	85dBを 超えないこと	午後7時から 翌日午前7時 まで	10時間を 超えない	連続6日間を 超えない	日曜日 その他の休日
第2号区域		午後10時か ら翌日午前6 時まで	14時間を 超えない		

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成12年3月28日環境庁告示第16号）

表 4.2.7.22 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

区域	区域の区分
第1号区域	第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、岡谷市（塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域）
	第2種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、茅野市（湖東の一部、中大塩の一部）
第2号区域	第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く））
	第4種区域：工業地域、工業専用地域

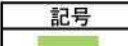

注1：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

注2：第2号区域のうち、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、「医療法」（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項第1項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内は第1号区域となる。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」（昭和50年2月27日長野県告示第97号、最終改正：平成27年5月25日長野県告示第263号）  
「騒音規制法に基づく区域の区分」（平成24年3月30日岡谷市告示第18号）  
「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成24年3月30日諏訪市告示第45号、最終改正：平成27年7月31日諏訪市告示第100号）  
「騒音規制法に基づく区域の区分」（平成24年3月30日茅野市告示第116号、最終改正：平成27年5月27日茅野市告示第124号）

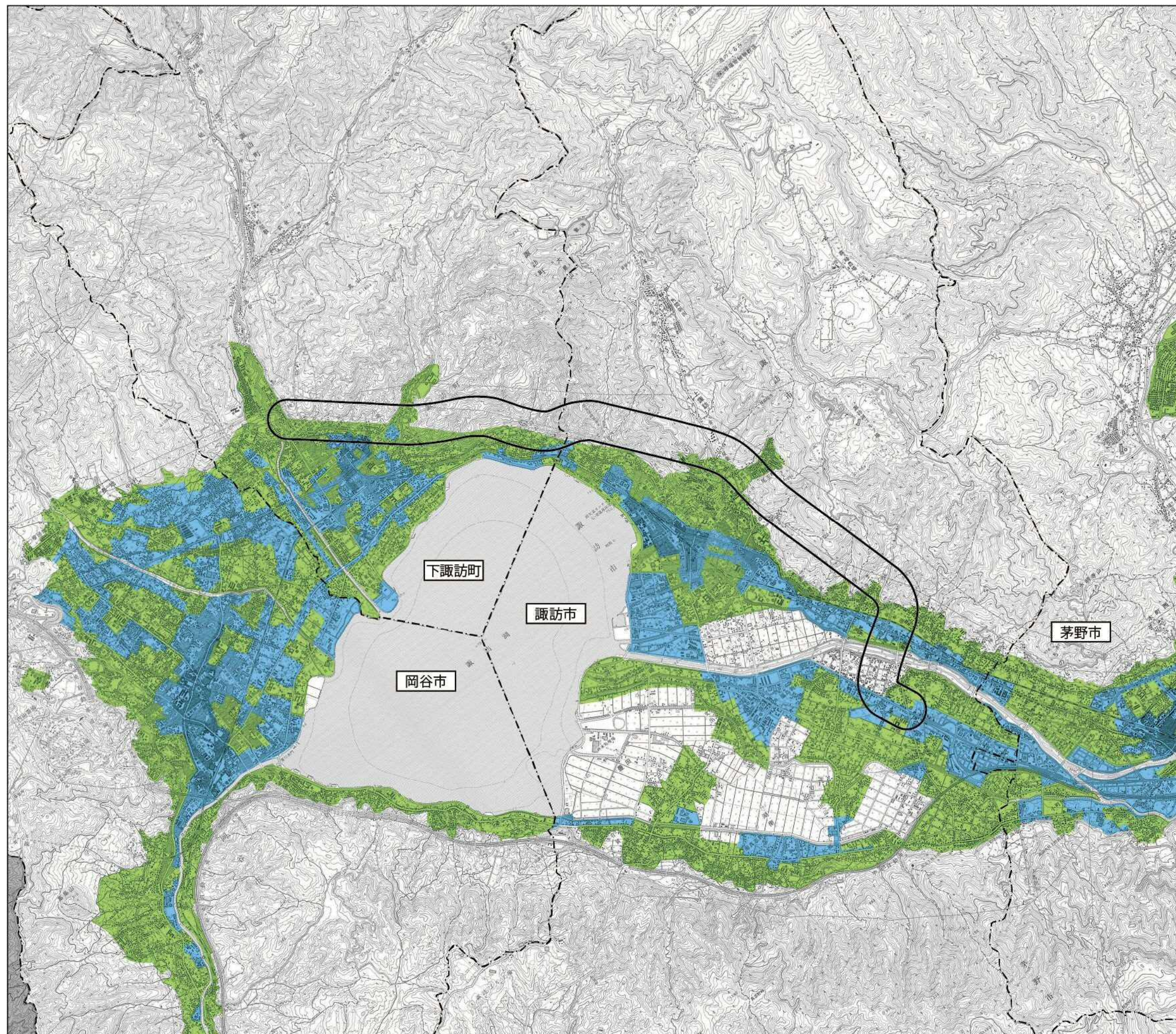


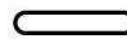


図 4.2.7.7  
特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制区域図

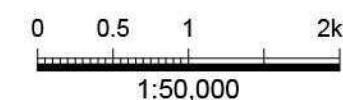
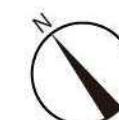
記号	名称
	第1号区域
	第2号区域

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」  
 (昭和50年2月27日長野県告示第97号、  
 最終改正：平成27年5月25日長野県告示第263号)  
 「騒音規制法に基づく区域の区分」  
 (平成24年3月30日岡谷市告示第18号)  
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成24年3月30日諏訪市告示第45号、  
 最終改正：平成27年7月31日諏訪市告示第100号)  
 「騒音規制法に基づく区域の区分」  
 (平成24年3月30日茅野市告示第116号、  
 最終改正：平成27年5月27日茅野市告示第124号)

注：第2号区域のうち、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、「医療法」(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項第1項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」(昭和31年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内は第1号区域となる。



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



20) 振動規制法第三条第一項及び第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動に係る限度（以下、「要請限度」といいます。）を適用する地域があります。

道路交通振動の要請限度及び時間の区分の状況は、表 4.2.7.23 に示すとおりです。調査区域における振動規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表 4.2.7.24 に、位置は図 4.2.7.8 に示すとおりです。

表 4.2.7.23 道路交通振動の要請限度及び時間の区分の状況

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1：時間の区分は、昼間を午前 7 時から午後 7 時までの間とし、夜間を午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間とする。

注 2：第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域を示す。

注 3：第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域を示す。

出典：「振動規制法施行規則」

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号)

表 4.2.7.24 振動規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

区域	区域の区分
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、岡谷市（塩嶺病院の敷地及びその周囲 50 メートルまでの地域）、茅野市（湖東の一部、中大塩の一部）
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く））

注：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定」

(昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号、最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 264 号)

「振動規制法に基づく区域の区分」（平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 19 号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

(平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 46 号、最終改正：平成 27 年 7 月 31 日諏訪市告示第 101 号)

「振動規制法に基づく区域の区分」

(平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 117 号、最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 125 号)

21) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業の規制に関する基準を適用する地域があります。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準及び時間の区分の状況は、表4.2.7.25に示すとおりです。調査区域における特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表4.2.7.26に、位置は図4.2.7.8に示すとおりです。

表 4.2.7.25 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び時間の区分の状況

区域の区分	敷地の境界における振動の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	75dBを超えないこと	午後7時から翌日午前7時まで	10時間を超えない	連続6日間を超えない	日曜日 その他の休日
第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間を超えない		

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：平成27年4月20日環境省令第19号）

表 4.2.7.26 特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

区域	区域の区分
第1号区域	第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、岡谷市（塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域）、茅野市（湖東の一部、中大塩の一部）
第2号区域	第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く））

注1：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

注2：第2号区域のうち、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、「医療法」（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項第1項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内は第1号区域となる。

出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定」

（昭和52年12月26日長野県告示第683号、最終改正：平成27年5月25日長野県告示第264号）

「振動規制法に基づく区域の区分」（平成24年3月30日岡谷市告示第19号）



「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

（平成24年3月30日諏訪市告示第46号、最終改正：平成27年7月31日諏訪市告示第101号）

「振動規制法に基づく区域の区分」

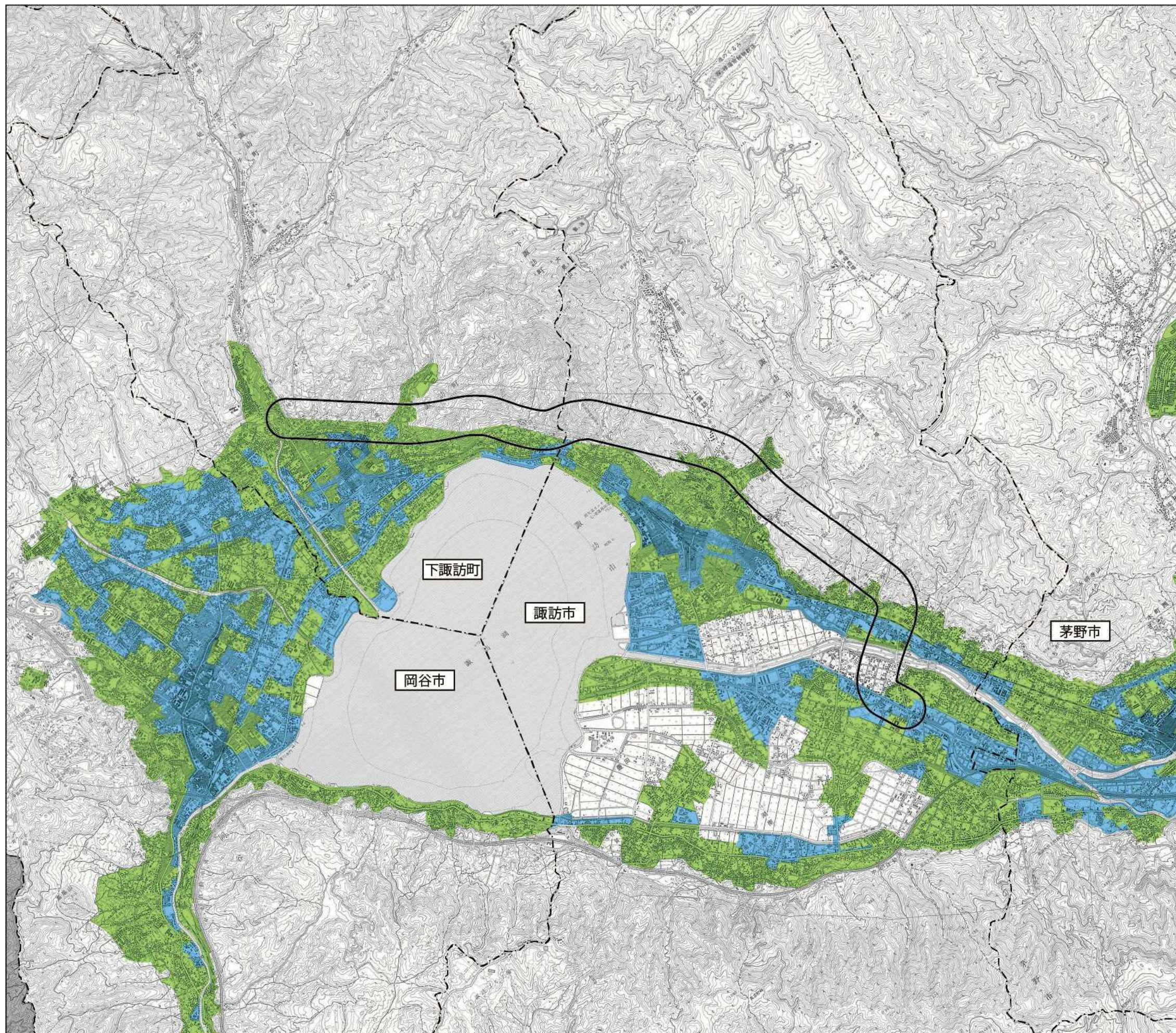
（平成24年3月30日茅野市告示第117号、最終改正：平成27年5月27日茅野市告示第125号）

図 4.2.7.8  
 道路交通振動及び特定建設作業に伴って発生  
 する振動の限度に係る区域図




記号	名称
	第1種区域 (第1号区域)
	第2種区域 (第2号区域)

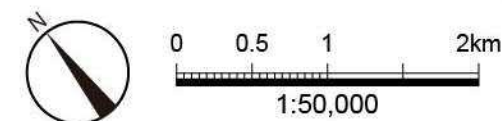
出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定」  
 (昭和52年12月26日長野県告示第683号、  
 最終改正：平成27年5月25日長野県告示第264号)  
 「振動規制法に基づく区域の区分」  
 (平成24年3月30日岡谷市告示第19号、  
 「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成24年3月30日諏訪市告示第46号、  
 最終改正：平成27年7月31日諏訪市告示第101号)  
 「振動規制法に基づく区域の区分」  
 (平成24年3月30日茅野市告示第117号、  
 最終改正：平成27年5月27日茅野市告示第125号)

注：第2号区域のうち、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)  
 第1条に規定する学校、「児童福祉法」(昭和22年法律第  
 164号)第7条に規定する保育所、「医療法」(昭和23年  
 法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同  
 条第2項第1項に規定する診療所のうち患者の収容施設を  
 有するもの、「図書館法」(昭和25年法律第118号)第2  
 条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」(昭和38年法  
 律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム  
 並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な  
 提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第2  
 条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲  
 80メートルの区域内は第1号区域となる。



下諏訪町  
 諏訪市  
 茅野市  
 岡谷市

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



## 22) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 6 月 16 日環境省令第 15 号）によって排水基準（以下「一律基準」といいます。）が定められています。一律基準は表 4.2.7.27 に示すとおりであり、すべての公共用水域に対して一律に適用されます。

調査区域には、「水質汚濁防止法」第 3 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の排水基準に代えて適用する排水基準（以下「上乘せ排水基準」といいます。）が、「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号、最終改正：平成 14 年 10 月 21 日長野県条例第 47 号）第 16 条によって定められています。上乘せ排水基準及び適用水域は、表 4.2.7.28 に示すとおりです。

表 4.2.7.27 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質の排水基準）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		1Lにつきカドミウム 0.03 mg
シアン化合物		1Lにつきシアン 1 mg
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)		1Lにつき 1 mg
鉛及びその化合物		1Lにつき鉛 0.1 mg
六価クロム化合物		1Lにつき六価クロム 0.5 mg
砒素及びその化合物		1Lにつき砒素 0.1 mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		1Lにつき水銀 0.005 mg
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		1Lにつき 0.003 mg
トリクロロエチレン		1Lにつき 0.1 mg
テトラクロロエチレン		1Lにつき 0.1 mg
ジクロロメタン		1Lにつき 0.2 mg
四塩化炭素		1Lにつき 0.02 mg
1,2-ジクロロエタン		1Lにつき 0.04 mg
1,1-ジクロロエチレン		1Lにつき 1 mg
シス-1,2-ジクロロエチレン		1Lにつき 0.4 mg
1,1,1-トリクロロエタン		1Lにつき 3 mg
1,1,2-トリクロロエタン		1Lにつき 0.06 mg
1,3-ジクロロプロペン		1Lにつき 0.02 mg
チウラム		1Lにつき 0.06 mg
シマジン		1Lにつき 0.03 mg
チオベンカルブ		1Lにつき 0.2 mg
ベンゼン		1Lにつき 0.1 mg
セレン及びその化合物		1Lにつきセレン 0.1 mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	1Lにつきほう素 10 mg
	海域に排出されるもの	1Lにつきほう素 230 mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	1Lにつきふっ素 8 mg
	海域に排出されるもの	1Lにつきふっ素 15 mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	1Lにつき 100 mg
1,4-ジオキサン		1Lにつき 0.5 mg
備考：1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成28年6月16日環境省令第15号）

表 4.2.7.27 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（水素イオン濃度その他の排水基準）

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量		160 mg/ L (日間平均 120 mg/ L)
化学的酸素要求量		160 mg/ L (日間平均 120 mg/ L)
浮遊物質量		200 mg/ L (日間平均 150 mg/ L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5 mg/ L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30 mg/ L
フェノール類含有量		5 mg/ L
銅含有量		3 mg/ L
亜鉛含有量		2 mg/ L
溶解性鉄含有量		10 mg/ L
溶解性マンガン含有量		10 mg/ L
クロム含有量		2 mg/ L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量		120 mg/ L (日間平均 60 mg/ L)
リン含有量		16 mg/ L (日間平均 8 mg/ L)
備考：1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。		
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。		
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。		
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。		
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 L につき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。		
7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 6 月 16 日環境省令第 15 号）

表 4.2.7.28 (1) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(有害物質に係る上乗せ排水基準)

区分	有害物質の種類及び許容限度				適用水域
	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)を有する工場又は事業場	0.05mg/L	0.5mg/L	0.3mg/L	0.003mg/L	県の区域に属する公共用水域

注1: この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている平均的な排水の量が500m<sup>3</sup>/日未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。

注2: この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている平均的な排水の量が500m<sup>3</sup>/日未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。

出典: 「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正: 平成14年10月21日長野県条例第47号)

表 4.2.7.28 (2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乗せ排水基準)

区分	許容限度				適用水域	
	水素イオン濃度	銅(mg/L)	亜鉛(mg/L)	クロム(mg/L)		
1 畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1)豚房施設(豚房の総面積が250m <sup>2</sup> 以上のものに限る。) (2)牛房施設(牛房の総面積が500m <sup>2</sup> 以上のものに限る。)	平均的な排水の量 50m <sup>3</sup> /日未満	5.8~8.6	—	—	—	県の区域に属する公共用水域
2 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。)別表第1の26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	平均的な排水の量 50m <sup>3</sup> /日未満	5.8~8.6	3	5	2	
3 施行令別表第1の1、1の2、11、12、18の2、18の3、19、20、21、21の2、21の3、21の4、22、23、23の2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51の2、51の3、54、55、56、57、59、60、63の2、64、64の2、66の2、66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、67、68、68の2、69の2、69の3、70、70の2、71、71の2、71の3、71の4、71の5、71の6、73又は74に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	平均的な排水の量 500m <sup>3</sup> /日以上	—	2	3	1	白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域(東天竜取水堰(左岸上伊那郡辰野町大字平出1番口号の1、右岸上伊那郡辰野町大字辰野唐木沢377番の20)から下流の天竜川を除く。)

注: 区分番号3に掲げる工場又は事業場に係るクロム含有量に係る上乗せ排水基準については、昭和48年6月24日以降において新たに設置される工場又は事業場(昭和48年6月23日において既に着工されていたものを除く。)に係る排水について適用する。

出典: 「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正: 平成14年10月21日長野県条例第47号)



表 4.2.7.28 (3) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び大腸菌群数に係る上乗せ排水基準)

区分		許容限度					適用 水域	
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質質量 (mg/L)		大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )		
		最大	日間 平均	最大	日間 平均	日間 平均		
1	畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場	平均的な排出水の量 10m <sup>3</sup> /日未満	160	120	200	150	3,000	県の区域に属する公共用水域
	(1)豚房施設(豚房の総面積が250 m <sup>2</sup> 以上のものに限る。)	平均的な排出水の量 10～500m <sup>3</sup> /日	160	120	85	70	3,000	
	(2)牛房施設(牛房の総面積が500 m <sup>2</sup> 以上のものに限る。)	平均的な排出水の量 500m <sup>3</sup> /日以上	30	20	50	30	—	
2	施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち寒天製造業に係るもの又は同表の10に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち清酒製造業に係るもの	平均的な排出水の量 10m <sup>3</sup> /日以上	60	40	90	60	—	
3	施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場で次に掲げるもの以外のもの又は湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定による指定地域(以下「指定地域」という。)において湖沼法施行令第5条第1号若しくは第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場	平均的な排出水の量 10～50m <sup>3</sup> /日	60	40	90	60	—	
	(1)区分番号1及び2に掲げる工場又は事業場 (2)施行令別表第1の1の2に掲げる特定施設を有する事業場(区分番号1に該当する事業場を除く。)	平均的な排出水の量 50m <sup>3</sup> /日以上	30	20	50	30	—	

注1：生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排水について適用する。

注2：「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注3：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正：平成14年10月21日長野県条例第47号)

表 4.2.7.28 (4) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(窒素及び燐に係る上乗せ排水基準：  
既設の工場又は事業場)

区分	許容限度												適用 水域
	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満				1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満				1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上				
	窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		
	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	
既設の 工場又は 事業場	1	施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。)											白樺湖、 蓼科湖、 諏訪湖、 野尻湖、 青木湖、 中綱湖及び 木崎並べら れらるる流 域に流入す る公共用水 域(窒素上乗 せ排水につ いては、野 尻湖、青木 湖、中綱湖 及び木崎並 べらるる流 域に流入す る公共用水 域を除く。)
	2	施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの											
	3	施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場											
	4	施行令別表第1の66の2、66の3、66の4、66の5、66の6、66の7若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場											
	5	施行令別表第1の72に掲げる特定施設(し尿浄化槽を除く。)又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場											
	6	施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場											
	7	区分番号1から6までに掲げるもの以外に掲げる特定施設を有する工場又は事業場											

注1：「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。  
 注2：「既設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)をいう。  
 注3：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの(区分番号5、6、12又は13に該当するものを除く。)を適用する。  
 注4：一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。  
 出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正：平成14年10月21日長野県条例第47号)

表 4.2.7.28 (5) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(窒素及び燐に係る上乗せ排水基準：新設の工場又は事業場)

区分	許容限度												適用水域
	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満				1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満				1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上				
	窒素(mg/L)		燐(mg/L)		窒素(mg/L)		燐(mg/L)		窒素(mg/L)		燐(mg/L)		
	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	
8	施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。)												白樺湖、 蓼科湖、 諏訪湖、 野尻湖、 青木湖、 中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域に係る排水については、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域を除く。)
9	施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの												
10	施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場												
11	施行令別表第1の66の2、66の3、66の4、66の5、66の6、66の7若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場												
12	施行令別表第1の72に掲げる特定施設(し尿浄化槽を除く。)又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場												
13	施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場												
14	区分番号8から13までに掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場												

注1：「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。  
 注2：「新設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)をいう。  
 注3：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの(区分番号5、6、12又は13に該当するものを除く。)を適用する。  
 注4：一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。  
 出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正：平成14年10月21日長野県条例第47号)

23) 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号）第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域はありません。

24) 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号、最終改正：平成 27 年 10 月 2 日法律第 78 号）第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域はありません。

25) 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全地区

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号、最終改正：平成 27 年 10 月 2 日法律第 78 号）第 12 条の 7 の規定により指定された自然海浜保全地区はありません。

26) 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項により規定された指定湖沼及び同条第二項により規定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月 27 日法律 61 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項により規定された指定湖沼として、諏訪湖があります。指定の状況は、表 4.2.7.29 に示すとおりです。また、同条第 2 項により規定された指定地域が、岡谷市、諏訪市及び下諏訪町の区域で定められています。

なお、諏訪湖においては、「諏訪湖に係る第 6 期湖沼水質保全計画」（長野県、平成 25 年 3 月）が策定されています。その中では、表 4.2.7.30 に示すとおり、平成 28 年度に達成すべき水質目標値が設定されています。「諏訪湖に係る第 6 期湖沼水質保全計画」では、「これまでの取組により、近年アオコの発生が減少し、全磷は環境基準を下回り、COD（化学的酸素要求量）についても第 5 期計画の水質目標値を達成するなど、諏訪湖の水質は着実に改善しています」と報告されています。

表 4.2.7.29 湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 1 項の規定により指定された湖沼

区分	指定湖沼の名称及び位置	備考
湖沼	諏訪湖 岡谷市、諏訪市及び下諏訪町	水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

出典：「湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域」（昭和 60 年 12 月 16 日総理府告示 43 号、最終改正：平成 6 年 10 月 18 日総理府告示 32 号）

表 4.2.7.30 水質目標値

項目		第 5 期計画期間の 平均値	第 6 期計画の目標値	環境基準
COD (化学的酸素要求量)	年平均値 (mg/ L)	4.7	4.5	—
	75%値 (mg/ L)	5.7	4.8	3.0
全窒素	年平均値 (mg/ L)	0.76	0.65	0.60
全磷(りん)	年平均値 (mg/ L)	0.043	現状水準の維持・向上	0.050

出典：「諏訪湖に係る第 6 期湖沼水質保全計画」（平成 25 年 3 月 長野県）

27) 排水基準を定める省令別表第二の備考6に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成28年6月16日環境省令第15号）別表第2の備考6の規定により指定された湖沼として諏訪湖があります。

指定内容は、表4.2.7.31に示すとおりです。

表 4.2.7.31 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼・海域

区分	指定湖沼の名称及び位置	指定内容	備考
湖沼	諏訪湖 岡谷市、諏訪市及び下諏訪町	窒素含有量についての排水基準に係る湖沼	窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示第78号）

28) 排水基準を定める省令別表第二の備考7に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成28年6月16日環境省令第15号）別表第2の備考7の規定により指定された湖沼として諏訪湖があります。

指定内容は、表4.2.7.32に示すとおりです。

表 4.2.7.32 磷含有量についての排水基準に係る湖沼・海域

区分	指定湖沼の名称及び位置	指定内容	備考
湖沼	諏訪湖 岡谷市、諏訪市及び下諏訪町	磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼	磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示第78号）

29) 工業用水法第三条に基づく指定地域

調査区域には、「工業用水法」（昭和31年6月11日法律第146号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号）第3条に基づく指定地域はありません。

30) **建築用地下水の採取の規制に関する法律第三条第一項の規定により指定された規制地域**

調査区域には、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された規制地域はありません。

31) **「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止対策要綱の対象地域、地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域等**

調査区域には、「地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域はありません。

また、調査区域には、自治体ごとに地下水採取規制に関する条例等が定められています。

諏訪市では、「諏訪市自然環境保護条例」（昭和 49 年 3 月 30 日諏訪市条例第 17 号、最終改正：平成 12 年 3 月 28 日諏訪市条例第 1 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「自然環境保護調整地区」が指定されており、その中での地下水を取水するための掘さく等について規制を設けています。調査区域における自然環境保護調整地区の位置は、図 4.2.7.9 に示すとおりです。

その他の関係市町においては、岡谷市では、「岡谷市公害防止条例」（昭和 47 年 4 月 1 日岡谷市条例第 5 号、最終改正：平成 6 年 6 月 30 日岡谷市条例第 11 号）、茅野市では、「茅野市生活環境保全条例」（昭和 48 年 5 月 16 日茅野市条例第 20 号、最終改正：平成 22 年 3 月 30 日茅野市条例第 9 号）及び「茅野市地下水資源利用の適正化に関する要綱」（平成 2 年 4 月 21 日茅野市告示第 37 号、最終改正：平成 18 年 11 月 30 日茅野市告示 226 号）、下諏訪町では、「下諏訪町地下水利用指導要綱」（昭和 55 年 6 月 3 日下諏訪町要綱第 8 号、最終改正：平成 25 年 3 月 22 日下諏訪町要綱第 2 号）がそれぞれの市町全域を対象として定められており、地下水の採取による井戸の湧水防止や地盤沈下の防止に努めることなどが記載されています。

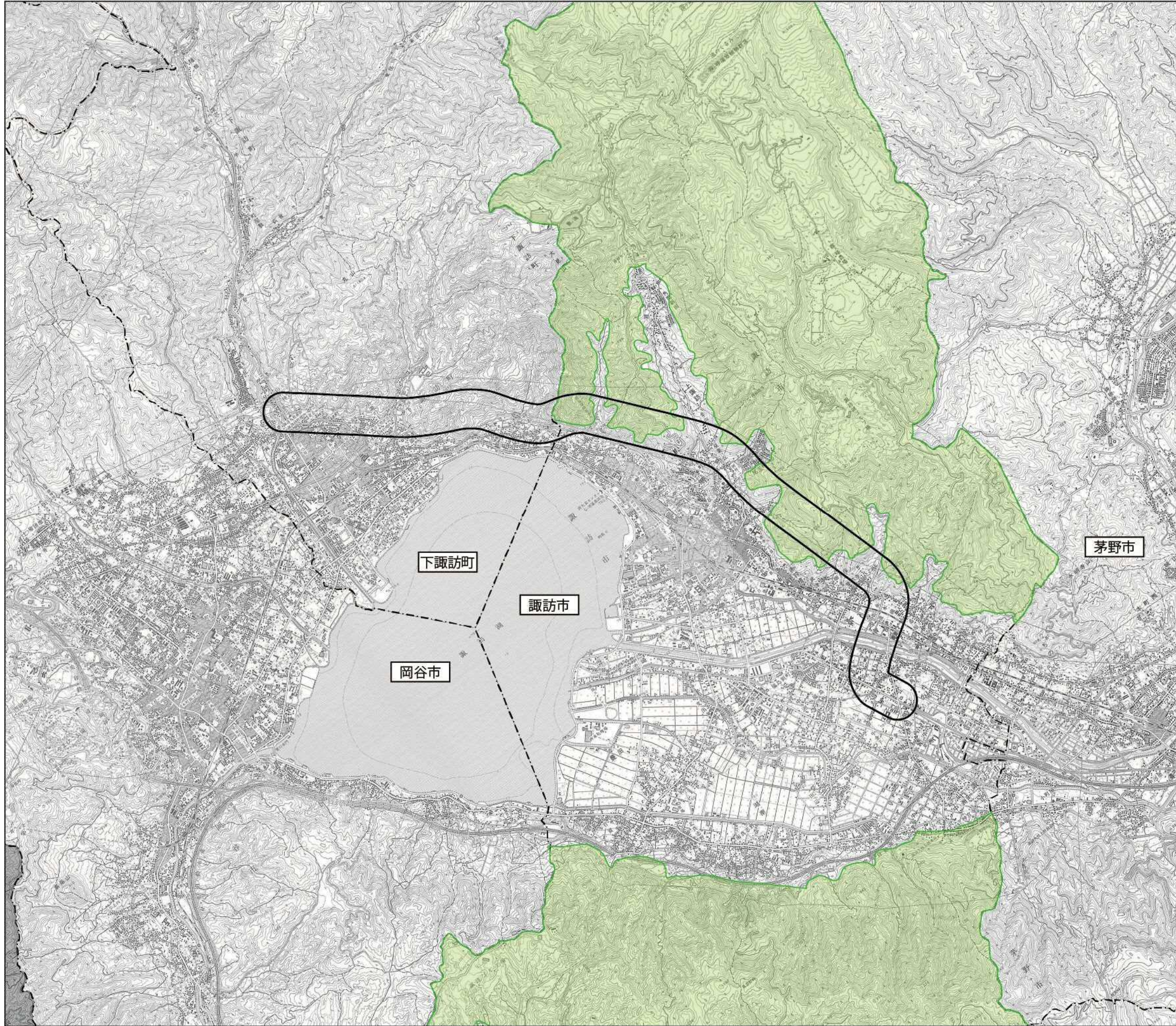
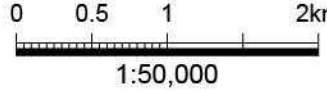


図 4.2.7.9  
地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域図

記号	名称
	自然環境保護調整地区

出典：「自然環境保護調整地区図」（平成12年3月 諏訪市）

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外





32) 土壤汚染対策法第六条第一項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「土壤汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 51 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、要措置区域が指定されています。要措置区域の指定状況は、「4.1 自然的状況 4.1.3 土壤及び地盤の状況 1) 土壤の状況」に示すとおりです。

33) ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準並びに第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域

(1) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壤の汚染に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 4.2.7.33 に示すとおりです。

表 4.2.7.33 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壤	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壤にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号）

(2) ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定状況

調査地区には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域はありません。

34) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：平成 27 年 7 月 17 日法律第 58 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域があります。指定区域の指定状況は、「4.2 社会的状況 4.2.2 土地利用の状況 3) 有害物質に係る土地利用の状況」に示すとおりです。

35) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

36) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林

調査区域には、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号）第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林はありません。

37) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）

関係市町では、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、関係市町全てで緑の基本計画が策定されています。

岡谷市では、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進まで、緑全般についての課題や問題に対し、行政・事業者・市民が一体となって総意工夫し、緑豊かなまちを形成していくため、「岡谷市緑の基本計画」を平成 13 年 3 月に策定しています。本計画では、市民が誇りに感じ、いつまでも住み続けたい、また、本市を訪れた人にとって印象に残るような質の高い緑につつまれた岡谷市をつくることを目指して、3 つの基本理念と 4 つの基本方針を定め、基本方針ごとにそれぞれの施策を設定しています。また、緑の将来像を実現するため、計画の目標水準を設定しています。

諏訪市では、緑の持つ多様な機能を活かして、緑豊かな街を生み出せるよう、緑に係わる様々な人々が相互に協力できる総合的な緑の計画が必要であるとして、「諏訪市緑の基本計画」を平成 10 年 3 月に策定しています。本計画では、背後に山並みを控え公園と並木が整備された諏訪湖畔に代表されるような、緑との調和した水面にひきたつ美しいまち、人々にうるおいとやすらぎを与える快適な環境を目

指し、緑の将来像（緑が育むやさしいまち、湖畔に映えるまち・諏訪）とその将来像を実現するための3つの基本理念と5つの基本方針を定め、基本方針ごとに主な施策を設定しています。

茅野市では、茅野市総合計画、茅野市都市計画マスタープラン等を上位計画とし、茅野市緑のマスタープラン、茅野市環境基本計画、茅野市景観形成基本計画等と整合を図り、これらの計画を緑の保全や緑化推進の側面から支えるとして、「茅野市緑の基本計画」を平成13年3月に策定しています。本計画では、八ヶ岳の優れた自然を市の象徴とし、市民・事業者・滞在者・市がそれぞれの役割を果たしながら緑の保全と緑化の推進に取り組むことを目指して、緑の将来像（八ヶ岳の自然と共に育つ緑ゆたかな高原都市）とその将来像を実現するための5つの基本方針を柱として、基本方針ごとに主な施策を設定しています。

下諏訪町では、町民・事業者・行政の協働による緑豊かなまちづくりをさらに推し進めるため、都市計画マスタープランと同様、平成32年度を目標年次として、緑とオープンスペースに関する総合的な計画である「下諏訪町緑の基本計画」を平成23年3月に策定しています。本計画では、第6次総合計画に将来像として掲げる『誰もが「住んでみたい、住み続けたい、住んで良かった」と言える町、“小さくてもきらりと光る美しいまち”』を実現するため、貴重な歴史、文化、自然、伝統を受け継ぎながら、下諏訪町の緑を次の世代へと継承・発展していくことを目指し、緑の将来像（水・緑・歴史を未来へつなぐまち 下諏訪）とその将来像を実現するための4つの施策方針を柱として、施策方針ごとに主な施策を設定しています。

38) **明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区**

調査区域には、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（昭和55年5月26日法律第60号、最終改正：平成23年8月30日法律第105号）第3条第1項の規定により指定された第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区はありません。